

令和5年度

茨木市監査結果報告書

令和6年(2024年)5月

茨木市監査委員

監 報 第 2 号
令和 6 年 5 月 23 日

茨木市議会議長 長谷川 浩 様

茨木市監査委員	定 兼	徹
同	伊 藤	真 紀
同	畑 中	剛
同	松 本	泰 典

令和 5 年度監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、令和 5 年度監査を実施し、同条第 9 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

I 事務監査（定期監査及び行政監査）

第1 監査の対象等

監査の対象及び監査期間は、次表のとおりです。

なお、対象部課名は監査実施時点のものです。

	監査の対象	監査期間
第1回	健康医療部 長寿介護課 保険年金課 産業環境部 農林課 環境事業課 教育総務部 学務課 歴史文化財課 中央図書館 水道部 総務課 工務課	令和5年 8月25日 ～ 10月6日
第2回	総務部 危機管理課 秘書課 人事課 市民税課 こども育成部 子育て支援課 発達支援課 学童保育課 行政委員会事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	令和5年 10月10日 ～ 11月21日
第3回	企画財政部 財政課 契約検査課 DX推進チーム 福祉部 福祉総合相談課 障害福祉課 都市整備部 北部整備推進課 市街地新生課 用地課 学校教育部 教職員課 教育センター	令和5年 11月22日 ～ 令和6年 1月12日
第4回	市民文化部 地域コミュニティ課 共創推進課 文化振興課 市民課 建設部 交通政策課 建築課 公園緑地課 消防本部 総務課 警備課 消防署 警防課	令和6年 1月15日 ～ 2月21日

第2 監査の着眼点

(1) 監査項目の抽出は、監査対象に係るリスクを考慮した上で、以下の点を重点項目として、歳入歳出予算要求書、予算執行状況表等により行いました。

- ・収入（調定、徴収、滞納整理及び現金出納）事務の処理状況
- ・非常勤嘱託員の報酬等支給事務及び出退勤管理事務の処理状況
- ・旅費支給及び復命事務の処理状況
- ・契約手続及び履行確認事務の処理状況
- ・負担金、補助金及び交付金の事務の処理状況

(2) 監査に当たっては、財務会計事務に係る執行手続の適否に主眼点を置き、定期監査に行政監査の視点を加味して、適法性のほか、経済性、効率性、有効性の観点から実施しました。

また、個々の指摘により、改善を求めるだけでなく、担当部課の改善取組や事故等の未然防止が促進できるよう、内部統制の観点から監査を実施しました。

第3 監査の実施内容

(1) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴きながら実施しました。

(2) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施しました。

(3) 議会選出の監査委員については、前任の坂口康博氏及び米川勝利氏が、第3回までの監査を実施しました。

(4) 定兼徹委員、伊藤真紀委員、坂口康博氏及び米川勝利氏は、監査委員事務局の監査項目の一部について、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥となりました。

第4 監査の結果

法令等に違反しているものと認められるもの、その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるものについては、指摘事項としました。

指摘事項に該当するが、その程度が軽微なものについては、注意事項としました。

経済性、効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認められるもの、その他監査委員が特に要望する必要があると認められるものについては、委員意見を付しました。

事務の執行については、監査した限りにおいて、指摘事項、注意事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていました。

指摘事項、注意事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものです。

なお、本報告書には指摘事項及び委員意見のみを記載しています。

指摘事項等は、すべて監査実施時点のものです。

<第1回 健康医療部>

【長寿介護課】

[高額介護サービス費等返還金]

(指摘事項)

- ◎ 決裁された事案を施行する場合において、外部に発する文書の発信者名は、市長名を用いる（茨木市文書管理規則第35条第1項）とされているが、返還通知の発信者名を長寿介護課長としていた。
- ◎ 歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、地方自治法第231条の3の規定又は同法施行令第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされているが、督促状による督促をしていなかった。
- ◎ 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、規則で定める事項として、債権の名称、債務者の氏名及び住所、債権の額、債権の発生及び徴収に係る履歴（同条例施行規則第2条）とされている。

しかしながら、台帳を整備していなかった。

[医療機関・介護・障害福祉サービス資源把握等に係る業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。

本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。

【保険年金課】

[国民健康保険システムガバメントクラウド移行業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 業務受託者は、市に報告した委託業務の取扱責任者及び業務従事者以外のものを委託業務に従事させてはならない（契約書第16条第2項）としているが、市に報告した以外の者を従事させていた。

[国民健康保険等コールセンター業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 個人情報について、受託者の方針（任意の様式）を文書で市に提出すること（仕様書13(2)）としているが、方針を提出させていなかった。
- ◎ 受託者は、市と「秘密の保持に係る誓約書」を取り交わすものとする（仕様書16(5)）としているが、誓約書を提出させていなかった。

<第1回 産業環境部>

【農林課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【環境事業課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第1回 教育総務部>

【学務課】

[茨木市学校給食献立システム導入業務委託料]

(指摘事項)

◎ 公募型プロポーザル方式により候補者を選定する際には、審査を公正に実施するため、参加申込書及び企画提案書の収受、供覧等の処理の取扱いについて、茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項14において、以下のとおり規定されている。

- ・ 担当課の職員がプロポーザル選定委員会の委員である場合は、参加申込書については、参加申込業者の住所、業者名、代表者の職・氏名等、業者を判別できる事項をマスキングし、マスキング後の写しを課長まで供覧する。
- ・ 企画提案書については、業者名が判別できないように作成し提出するよう求めた副本を課長まで供覧する。

しかしながら、供覧及び起案の際に業者名等が記載された資料や企画提案書の正本データを添付しており、選定委員の一部が業者を判別できる状態となっていた。

(委員意見)

◎ プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において審査する（実施要項7(2)）としているが、選定会議において審査せず、事務局で審査をしていた。各委員間で審査結果に差異が生じず、事務局で審査する意図であるならば、実施要項を実態に即した記載にするよう見直されたい。

【歴史文化財課】

[文化財資料館施設管理（軽作業等）業務委託料]

(指摘事項)

◎ 予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、これらを記載した予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印しなければならない（茨木市財務規則第113条第1項）とされているが、予定価格調書を作成し

ていなかった。

【中央図書館】

[中央図書館障害者サービス事業報償金]

(指摘事項)

◎ 音訳及び点訳を行う資料の選定について、意思決定の記録を残していなかった。

(委員意見)

◎ 本事業はボランティア団体に依頼し実施しているが、費用負担や実施場所、守秘義務等の重要な事項について、団体への伝達や協議等を行った記録を残していなかった。本事業は団体の協力により成立しており、双方の理解のもとで円滑に事業を進めるため、行き違いや疑義の生じることがないように、重要な事項については明文化することを検討されたい。

[茨木市立中央図書館バックヤード業務委託料]

(指摘事項)

◎ 受託者は業務に必要な限りで、業務従事者の控室、作業機材の保管場所等、本市の施設の一部を使用しようとする場合は、使用届を提出し承認を得たうえで使用することができる（仕様書9(2)①）としており、受託者から使用届が提出されているが、承認に係る起案・決裁を行っていなかった。

(委員意見)

◎ 業務統括責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう業務計画書の作成、現場の指揮監督等業務全般の責任を負うものとする（仕様書7(2)①）としており、業務計画書の提出を受けているが、本件業務委託は利用者の利用状況によって業務内容が変動し、事前に業務計画を立てることができないため、仕様書の内容を見直されたい。

◎ 相手方に提出させている書類について、提出に関する規定が明文化されていない事例が見受けられた。業務上必要な書類であれば、提出について明文化し、相手方に示されたい。

<第1回 水道部>

【総務課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【工務課】

[茨木市漏水調査等業務委託料]

(委員意見)

◎ 受託者は、図面による工区書割り及び工程の決定を行い、本市監督員の

承認を得ること（特記仕様書1）としており、第1回目の協議の際に提出された工程等を本市監督員が承認しているとのことであった。しかしながら、協議書（打合せ記録票）において、工程等の確認をした記載はあるものの、承認をした記載はなく、また、協議書も課長の閲覧に供していなかった。承認の経緯が不明瞭であるため、明確になるような事務処理を検討されたい。

<第2回 総務部>

【危機管理課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【秘書課】

[会計年度任用職員報酬]

(指摘事項)

- ◎ 所属長は、会計年度任用職員の任用を必要とするときは、その日の10日前までに任命権者に任用申請書を提出しなければならない（茨木市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則第6条第1項）とされているが、当該会計年度任用職員について、任用申請の起案・決裁を行っていないかった。

【人事課】

[茨木市職員給与関連業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、本業務契約締結後、速やかに、実施体制及び実施内容、スケジュール、管理方法等の基本事項をまとめた業務実施計画書を市に提出し、事前承認を得た上で本業務の実施を推進するものとする（仕様書9(2)①）としており、受託者から業務実施計画書が提出されているが、承認に係る起案・決裁を行っていないかった。

(委員意見)

- ◎ プロポーザル方式による提案者からの企画、提案の審査について、審査項目のうち、提案額等、各委員間の採点に差異が生じない項目は、担当課において採点を行うことができる（茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第11(4)）こととされている。しかしながら、事務局審査項目のうち、採点の基準が明瞭でない事例が見受けられた。プロポーザルの実施にあたっては、手続の公正性及び客観性が求められることから、採点基準を明記するなど、採点に疑義が生じないよう留意されたい。
- ◎ 本件業務は、業務の省力化と効率化、経費削減を図ること等を目的とし

て業務委託を実施している。これらの目的に沿った効果が上がっているかを判断するには、業務量に加え業務従事者数や従事時間等の情報も必要となる。しかしながら、作業実績報告資料により毎月の作業内容等は把握しているものの、業務従事者数や従事時間についての報告を求めていなかった。

業務の状況把握及び今後の適正な委託料算定等に役立てるため、詳細な対応件数に加え、日々の業務従事者の人数や従事時間についても報告を受け、把握することを検討されたい。

【市民税課】

[市税関連業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は再委託先の現地検査を行い、書面で委託者に現地検査報告書を提出すること（仕様書9.1(2)）としているが、報告書を提出させていなかった。

(委員意見)

- ◎ 特定個人情報取扱事務の再委託については、市は、再委託先において市と同等の安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認する（茨木市個人情報の適正な取扱いに関する取扱指針第33第2項(※)）とされており、安全管理措置の内容については、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等）において定められている。

本件業務委託においては、特定個人情報を含む業務の一部を再委託しており、再委託先の現地検査や管理状況報告書の提出など、一定の措置は講じているが、ガイドラインで求められる安全管理措置の水準を満たしているかを確認するには、内容が不十分であった。

再委託先の特定個人情報の取扱いの確認方法について検討されたい。

- (※) 契約当時は、茨木市特定個人情報取扱指針第7(2)（令和5年4月廃止）による。

- ◎ 本件業務委託は、平成28年度から数度の契約更改を経て継続して実施しており、このような長期間にわたる委託については、経済性、有効性及び効率性の観点から、適宜検証が必要となる。

本件業務委託のような事務の委託において、事務の効率的な遂行状況の把握や、委託金額の妥当性の検証を行うためには、業務量に加え業務従事者数や従事時間等の情報も必要となる。

しかしながら、作業実績報告書等により日々の作業内容や処理件数、業務従事者数等は把握しているものの、業務従事時間についての報告を求めていなかった。

報告内容を見直し、業務量と従事時間の関連性の検証等を通じた委託先の業務の効率化の促進や、時間単価を考慮した委託料算出のために活用することを検討されたい。

<第2回 こども育成部>

【子育て支援課】

[産前産後ホームヘルパー派遣事業負担金]

(指摘事項)

- ◎ 督促状による督促に係る起案・決裁を行っていないかった。

[産前・産後ホームヘルパー派遣事業委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。

本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第6条）としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。

(委員意見)

- ◎ 本件業務委託は、予定価格（単価）を設定し、予定価格以下の最低価格となる見積書提出者が複数あるときは、最低価格を提示した全ての事業者を採用しているが、単価については介護保険制度の指定居宅サービス介護給付費単位を基に積算しており、事業者間で差が生じないため、単価を公表した上で事業者を募集する等、事業者選定方法について検討されたい。

【発達支援課】

[すくすく親子教室利用料]

(指摘事項)

- ◎ 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、納入通知書により、遅くとも納期の10日前までに納入義務者に通知しなければならない（茨木市財務規則第28条）とされているが、納期の10日前までに納入義務者に通知していない事例が見受けられた。

(委員意見)

- ◎ 歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされており、督促状に記載すべき事項として、債務者の住所及び氏名、債権の名称、債権金額とその内容、履行期限、債権の発生年度（茨木市債権管理マニュアル 非強制徴収公債権・私債権版）とされている。

納期限を過ぎても利用料の納入がない場合に当該利用者に通知するため、通知文の様式を作成しているが、督促状としての内容が不十分であるため、必要な事項を記載した内容に見直されたい。

【学童保育課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

＜第2回 行政委員会事務局＞

【選挙管理委員会事務局】

[大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙に伴う期日前投票管理者・立会人報酬]
(指摘事項)

- ◎ 期日前投票立会人の変更に伴う選任通知について、起案処理が大幅に遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた。

[大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙ポスター掲示場管理及び撤去業務委託料]
(指摘事項)

- ◎ 事前準備行為の随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。

(委員意見)

- ◎ 普通地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるが、性質又は目的が競争入札に適さないもので、特定の事業者を指定して契約を締結する方式は、一般的に一者特命随意契約と呼ばれている。一者特命随意契約は、競争入札に比べて公正な契約の締結が確保されないおそれがあり、また、濫用により不正の温床となり得る等の短所を有していることから、安易に用いることは慎むべきである。

本市では、一者特命随意契約を用いるにあたって、技術の特殊性や経済的合理性等を客観的、総合的に判断した理由等を整理するとともに、詳しく具体的な説明を記載することとしている。

本件業務委託は、随意契約の理由を「競争入札に付した場合は、落札までに時間を要する」ためとしているが、当該業務の対象となる選挙は、あらかじめ期日が示されており、相当の準備期間があることから、この理由では、一者特命随意契約の相手方を選定する合理的で客観的な説明がなされているとは言いがたい。選定した理由を整理されたい。

【公平委員会事務局】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【監査委員事務局】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【農業委員会事務局】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

< 第3回 企画財政部 >

【財政課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【契約検査課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【契約検査課（総務部総務課所管事務）】

[軽自動車定期検査修繕料及び車両管理]

(委員意見)

◎ 車両の管理について、市長は、整備管理者を職員のうちから定めなければならない（茨木市車両管理規程第9条）とし、整備管理者は、毎年度車両整備計画を立て、それに基づき検査受整備及び中間整備を実施し、所属長は、当該計画を車両整備計画書により速やかに総務課長に提出しなければならない（同規程第18条）としている。

しかしながら、道路運送車両法の規定上、本市は整備管理者の設置が不要であるため選任しておらず、所属長に対しても車両整備計画書の提出を求めていなかった。

規程の内容が実態に即していないので、整理されたい。

【DX推進チーム】

[ノーコード開発プラットフォーム導入業務委託料]

(委員意見)

◎ 相手方に入札書の内訳書を提出させていたが、提出に関する規定が明文化されていなかった。業務上必要な書類であれば、提出について明文化し、相手方に示されたい。

[茨木市業務改革（BPR）支援業務委託料]

(委員意見)

◎ プロポーザル審査にあたり、審査基準には、審査項目及び審査項目ごとの審査の視点及び内容を客観的に分かりやすく明記する（茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第11(1)）とされている。

本件業務委託に係るプロポーザルにおいては、企画提案書の記載事項に「要望事項等」という項目を設けており、市への要望事項や特記事項を記載することが可能となっていた。しかしながら、実施要項に添付された審査項目及び配点表には当該項目についての規定がないにもかかわらず、審査の際には減点項目として取り扱っていた。

減点対象となる審査基準のみを開示しないことは、参加者や市民に手続の公正性に対する疑念を抱かせかねないので、採点に疑義が生じないよう

留意されたい。

<第3回 福祉部>

【福祉総合相談課】

[市内事業所の物品販売促進実費徴収金]

(委員意見)

- ◎ 物品の管理簿について、販売数を正確に記録しておらず、正確な販売数及び在庫数が確認できない事例が見受けられた。日々の記録管理方法を改善するとともに棚卸の結果を正確に記録されたい。

[茨木市学習・生活支援事業業務委託料（北ブロック）]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第18条第1項）としているが、報告をさせていなかった。
- ◎ 特別支援を実施する場合は、事前に対象生徒と学習生活支援員との面談を実施し、その必要の有無を認定する（仕様書5(5)）としているが、認定に係る起案・決裁を行っていなかった。
- ◎ 契約に基づいて支払うもののうち、実績に応じて支払うものについては、文書管理システムで起案・契約事務を行い、債務確定後に支出負担行為兼支出命令により支払う（財務事務について（庶務担当者説明会資料））とされている。

しかしながら、特別支援の実施実績に応じて支払う特別支援スタッフの人件費に係る費用について、文書管理システムでの起案処理を行っていなかった。

(委員意見)

- ◎ 普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価等の支払いをするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として前金払があるが、前金払は、相手方の給付義務の完了前に支払をすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。

本件業務委託は、前金払としているが、その理由を起案文書等に記載していなかった。

理由が明示されなければ、前金払を用いることが適切であるかの判断ができないので、取扱いを検討するとともに、起案文書等には、前金払の理由を明記されたい。

- ◎ 実施日及び実施時間は、対象者の利便性などを考慮し、委託者と受託者の協議により決定する（仕様書5(4)）としているが、協議により決定していなかった。直近5年間で実施日及び実施時間の変動がないため協議を

していなかったとのことであるが、協議の必要がない事項であるならば決定している内容を明記し、仕様書を実態に即した記載にするよう見直されたい。

【障害福祉課】

[不正利得に係る返還金]

(指摘事項)

- ◎ 現年度の調定に係る歳入について、歳入徴収者は、当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかつたものがあるときは、徴収簿等に翌年度に繰り越す旨を記載するとともに、収入未済額繰越内訳書を調製しなければならない（茨木市財務規則第40条第1項）。また、繰り越された収入未済額については、繰り越された年度において、6月1日に調定の処理に準じて整理しなければならない（同規則第40条第3項）とされている。

しかしながら、令和4年度から令和5年度への繰越分の調定処理を4月1日に行っており、出納整理期間である令和5年4月及び5月に収入した返還金を、令和5年度の収入として処理していた。

(委員意見)

- ◎ 市町村等は、指定障害福祉サービス事業者等が、偽りその他不正の行為により訓練等給付費等の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項）とされているが、当該加算金を付すかどうかを判断した理由等の記録を残していない事例が見受けられた。疑義の生じることがないように、意思決定について記録を残すことを検討されたい。
- ◎ 交渉経過等の記録について、エクセルファイルで管理しており、担当者が記載後、権限者が随時当該ファイルを確認しているとのことだが、内容を確認していることの記録がなかった。内部統制の観点から、権限者が確認したことの記録を残されたい。
- ◎ 不正請求の事実が判明してから返還額の決定及び請求までの期間が1年以上経過していた事例が見受けられた。
当該事業の返還金は他自治体に対するものもあり、関係する他自治体との折衝に時間を要したためとのことであるが、不正請求の判明後速やかに請求を行わないことにより早期の徴収が困難になることも考えられる。双方の担当者同士で調整していたとのことであるが、状況に応じて管理職も対応するなど、適切な時期に事務処理ができるよう努められたい。

[地域生活支援事業扶助費]

(委員意見)

- ◎ 本事業は、適切な事業運営を確保することができるかと認められる社会福祉法人等（以下「受託者」という。）に委託する方法で実施する（茨木市

移動支援事業実施要綱第2) こととしており、各受託者と業務委託契約を締結しているが、契約書の規定と実務が整合していない事例が見受けられたので、整理を検討されたい。

【障害福祉課（企画財政部政策企画課所管事務）】

[茨木市合理的配慮の提供に係る助成金]

(委員意見)

◎ 本市の補助事業及び助成事業（以下「補助事業等」という。）において、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）も補助対象としているものが見受けられる。

一般的に、補助対象者が事業者で、かつ消費税等の納税義務者である場合、消費税等の確定申告を行うことにより、補助事業等に係る仕入れに対して支払った消費税等の一部又は全部の控除を受けることができる。この場合、補助対象者が実際には負担していない消費税等額を、補助金等で支出することになる。

本市の補助事業等の中には、消費税等額を補助対象経費から除くこととしているものや、補助事業完了後に消費税等の申告により補助対象経費に含まれる消費税等額のうち課税仕入れに係る消費税等額として控除できる額が確定した場合に、これに係る補助金相当額を返還させる取扱いとしているものもあるが、これらの対応がなされていないものも多く存在する。消費税等の取扱いについて統一的な方針を定めることを検討されたい。

<第3回 都市整備部>

【北部整備推進課】

[安威川ダム周辺整備事業事前プロモーション業務委託料]

(委員意見)

◎ 打合せの協議録に関し、協議時間に比して、記載内容が乏しいものも見受けられた。資料による説明等であったことから簡潔に記載しているということであるが、議論の内容及びその経緯や結果などを詳細に記載するなど、事後でも打合せ内容がわかるような記載となるよう努められたい。

【市街地新生課】

[JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画等具体化支援業務委託料]

(指摘事項)

◎ 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条）としているが、業務打合せ簿による確認はしていたものの、再委託の承諾に関する起案・決裁を行っていなかった。

【用地課】

[不動産鑑定手数料]

(指摘事項)

- ◎ 予定価格が5,000,000円以上10,000,000円未満の手数料に係る支出負担行為を行うことは、企画財政部長の専決事項（茨木市事務決裁規程 別表第1）とされているが、主管部長決裁としていた。

<第3回 学校教育部>

【教職員課】

[茨木市立小中学校修学旅行付添看護師派遣業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、月ごとの派遣が完了したときは、遅滞なく実績報告書及び派遣料金の請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、前項の実績報告書及び請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から起算して30日以内に受託者に派遣料金を支払うものとする（同条第2項）としているが、実績報告書が提出されていないにもかかわらず、委託料を支払っていた。
- ◎ 修学旅行終了後に看護に係る記録を提出する（仕様書3(2)）としているが、提出させていなかった。
- ◎ 本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件には該当せず、指名競争入札で行うべきところ、随意契約（見積合わせ）で契約相手方を選定していた。

[茨木市教育委員会出退勤・校務システム保守対応業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、これらを記載した予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印しなければならない（茨木市財務規則第113条第1項）とされているが、予定価格調書を作成していなかった。
- ◎ 事前準備行為の随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。
- ◎ 受託者は、委託業務における取扱責任者及び業務従事者を定め、業務従事者の管理体制及び実施体制とともに、市に報告しなければならない（契約書第16条第1項）としているが、報告させていなかった。
- ◎ 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする（同条第2項）としているが、実績報告書が提出されていないにもかかわらず

ならず、委託料を支払っていた。

- ◎ 納品物として運用保守計画書を納入すること（業務仕様書第1章3(2)）としているが、納入させていなかった。

【教育センター】

[校務支援システム使用料]

(指摘事項)

- ◎ 検査結果通知書について、起案処理が大幅に遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた。

(委員意見)

- ◎ 仕様書の内容が実務と一致していない事例が見受けられた。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものであると考えられる。実際の業務内容と一致した仕様書を作成されたい。

<第4回 市民文化部>

【地域コミュニティ課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【共創推進課】

[市民活動センターの「おにクル」移転前準備業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、契約締結と同時に契約保証金を市に納付するものとする（契約書第5条）としているが、契約締結日までに納入させていなかった。

[茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」市民等参加推進支援業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 見積金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の委託の決定を行うこと（執行伺）は、企画財政部長の専決事項（茨木市事務決裁規程 別表第1）とされているが、財政課の回議をしていなかった。

【文化振興課】

[第2回川端康成青春文学賞運営業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 本件業務委託について、取扱責任者及び業務従事者の報告を受託者に求めていなかった。

取扱責任者は、受託者の窓口となるもので、責任者を特定し報告を受けることは、効率的かつ円滑な業務執行のうえで必要であると考えられる。また、業務従事者についても、本件業務に係る事故が発生した際の対応等のため、把握しておくことが必要である。

効率的な業務執行や事故発生時の対応等の観点から、受託者に取扱責任者及び業務従事者の報告を求められたい。

[茨木市文化振興ビジョン改定業務委託料]

(委員意見)

◎ プロポーザル選定会議後に議事録を作成しているが、課内で供覧しておらず、結果として、第2回選定会議について、質疑の内容を議事録に記載していないほか、開催日時等の誤り、出席者のうち選定委員名が判別できない等の不備も見受けられた。

議事録は、議事の経過や決定事項等を残すための記録であり、プロポーザルが公正かつ適切に実施されたかを確認するうえで重要なものである。プロポーザルの実施にあたっては、手続きの公正性及び透明性が求められることに留意し、正確性はもとより、必要かつ十分な内容の議事録を作成し、課内で供覧のうえ保存されたい。

【市民課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第4回 建設部>

【交通政策課】

[茨木市違法駐車防止活動業務委託料]

(指摘事項)

◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。

本件業務委託については、契約保証金について、免除しているとのことであるが、契約締結伺にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。

また、契約保証金を免除するか否かは、契約締結時に決める必要があるにもかかわらず、契約書に、「但し、茨木市財務規則第129条第4項第3号の規定により免除することがある。」と記載していた。

(委員意見)

◎ 活動要領（以下「仕様書」という。）の内容が実務と一致していない事例が見受けられた。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達

した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するという事は、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものであると考えられる。実際の業務内容と一致した仕様書を作成されたい。

【建築課】

[市営住宅緊急修繕料（建築）]

(指摘事項)

- ◎ 見積徴取にあたり契約方法を随意契約としているが、起案文書中に根拠法令等を記載していなかった。
- ◎ 事前準備行為の随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。
- ◎ 契約保証金を免除するか否かは、契約締結時に決める必要があるにもかかわらず、契約締結伺において、「契約金額の5%以上とする。ただし、茨木市財務規則第129条第4項の規定により免除することがある。」としており、契約書にも同様の記載をしていた。
- ◎ 受託者は、修繕業務を完了したときは、遅滞なく市に完了報告書を提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、完了報告書の提出があったときは、完了確認のため、速やかに検査を行わなければならない（同条第2項）としている。

しかしながら、修繕業務完了後に業務写真帳を提出させているものの、報告書の提出が四半期ごとになっていた。

また、修繕業務完了後、検査は速やかに行っているとのことであるが、修繕業務ごとに検査を行った記録を残しておらず、書面上、四半期ごとにしか検査を行っていないことになっていた。

(委員意見)

- ◎ 本件契約は、単価契約であるにもかかわらず、「定めのない単価については見積額とする。」と契約書で規定している。定めのない単価のもので、見積書を徴する必要があるものについては、別途、支出負担行為が必要になると考えられ、さらに、見積書を徴して実施している修繕も多いことから、支出負担行為の取扱いや単価契約の設定項目について検討されたい。

【公園緑地課】

[西河原公園 ジャンボ滑り台塗装修理、西河原公園 ジャンボ滑り台修理外1件]

(指摘事項)

- ◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。

本件業務委託については、契約保証金について、指名の段階で免除しているとのことであるが、見積依頼業者伺書及び契約締結伺にはその旨の記

載がなく、免除根拠の記載もなかった。

(委員意見)

◎ 当該2件の修繕工事は、いずれも同一期間における同一対象物の修繕であり、一括して発注すべきであったと考えられるにもかかわらず、修繕内容ごとに個別の契約を締結していた。

一つの契約で実施可能な工事を分割して発注すると、一件あたりの契約金額が下がり、意図的な過少決裁や競争入札の回避が行われたのではないかとの疑念を市民に抱かせかねず、また一括して発注した場合と比べ経済的合理性を欠くことにもつながる可能性がある。安易な分割発注は厳に慎まれない。

[公園施設長寿命化計画策定業務委託料]

(指摘事項)

◎ 契約締結伺において、契約書の条項を添付せずに決裁していた。

[障害者福祉増進の為の公園除草業務委託料]

(指摘事項)

◎ 契約締結伺において、仕様書を添付せずに決裁していた。

◎ 受託者は、業務の履行について責任者を定め、市に報告しなければならない(契約書第18条)としているが、報告をさせていなかった。

(委員意見)

◎ 本件業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であることを理由とした随意契約としており、相手方の選定理由を、本市内の障害者就労関係事業所との間において物品等の調達を仲介する業務を行う共同受注窓口であるためとしている。

しかしながら、契約書において、業務の再発注先を障害者支援施設等に限定しておらず、また、再発注先についての報告を求めていなかった。

受託者から適切に対象事業所へ再発注されているかは重要な事項であるので、契約書の内容を見直されるとともに再発注先についての報告を求められたい。

<第4回 消防本部>

【総務課】

[消防手数料]

(委員意見)

◎ 運用金の管理について、日々権限者による確認をしているとのことであるが、確認をした記録が月に1回のみとなっていた。内部統制の観点から、権限者が日々確認したことの記録を残すことを検討されたい。

【警備課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第4回 消防署>

【警防課】

[布団洗濯手数料]

(指摘事項)

- ◎ 予定価格が1,000,000円以上5,000,000円未満の手数料に係る支出負担行為を行うことは、消防長の専決事項（消防長等専決規程第2条第2項、茨木市事務決裁規程 別表第1）とされているが、課長決裁としていた。
- ◎ 本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件には該当せず、指名競争入札で行うべきところ、随意契約（見積合わせ）で契約相手方を選定していた。
- ◎ 予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、これらを記載した予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印しなければならない（茨木市財務規則第113条第1項）とされているが、予定価格調書を作成していなかった。
- ◎ 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、契約の目的となる給付の内容等の事項を記載した契約書を作成しなければならない（茨木市財務規則第127条第1項各号）。また、契約金額が1,000,000円を超えないものについては契約書の作成を省略することができる（同規則第128条第1号）とされている。

本件契約では、予定総額が1,000,000円を超えているにもかかわらず、契約金額が1,000,000円を超えないものとして契約書の作成を省略していた。

第5 むすび

令和5年度に実施した定期監査等は、地方自治法第199条第2項及び第4項に基づき、茨木市監査基準に準拠して「第2 監査の着眼点」で示したとおりに実施しました。

事務の執行については、「第4 監査の結果」のとおりですが、法令等に違反していると認められるもの、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるものとしては、事業の実施に当たって法令や規則、契約書、仕様書等の規定のとおり事務処理をしていない事例が多数見受けられたほか、事務処理等の手続において起案・決裁を行っていない事例や、事務決裁規程に定める権限者でない者が決裁をしている事例が見受けられました。また、契約保証金の納付が遅れていた事例、契約保証金を免除する場合に起案文書に免除する旨や免除根拠を記載していない事例が見受けられました。

その他に、経済性、効率性及び有効性の観点から検討する必要があると認められるものや、内部統制に課題があると認められるものとしては、契約内容と実際の業務内容が一致していない事例や、再委託先における個人情報の安全管理措置状況の確認が不十分である事例が見受けられました。また、一括して発注すべきと考えられる同一期間における同一対象物の修繕について分割して発注している事例、プロポーザル方式による業者選定に当たって、審査項目や採点基準が明確でない事例や議事録の記載内容が不十分な事例が見受けられました。

加えて、法令等の違反や適正を欠く事項で、その程度が軽微なものとしては、收受すべき文書に受付印を押印し、文書管理システムに登録したうえで課長の閲覧に供するという、文書管理の基本的な事務ができていない事例が多数見受けられました。

本年度定期監査等で指摘、注意及び意見を付した事項については、以前から繰り返し発生しているものも多くありました。適正な事務の執行に向けて、他部署で発生した事例も含めて各職員が自分事として捉え、事務知識の向上やチェック体制の強化などについて具体的に取り組むことにより、事務品質の向上を図り、より良い市民生活と市政の実現に尽力されることを要望します。

II 工事監査

第1 監査の対象等

監査の対象及び監査日は、次表のとおりです。

監査の対象	監査日
ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設整備工事	令和5年11月27日

工事概要

- (1) 工事場所 茨木市大字生保53番1の一部、200番1の一部
- (2) 工事内容 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事等
- (3) 請負業者 大和リース株式会社 大阪本店
- (4) 事業費 264,000,000円（消費税等含む）
- (5) 工事期間 令和5年4月25日から令和6年3月31日まで
- (6) 所管部課 都市整備部 北部整備推進課

第2 監査の着眼点

令和5年度監査実施計画に基づき、施工中の工事の進捗状況等を考慮して対象工事を抽出し、経済性や効率性の点にも注意しながら、設計・積算の適否、施工状態及び安全管理状況の良否について、実施しました。

第3 監査の実施内容

監査には、工事技術に関する専門知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事技術調査業務委託契約を締結し、設計及び施工の技術面での調査を委託しました。

監査に当たっては、技術士の指導及び助言を得て、また、必要に応じて関係職員の説明を聴きながら、工事監査資料、設計図書その他関係書類及び現地の調査を行いました。

なお、議会選出の監査委員については、前任の坂口康博氏及び米川勝利氏が監査を実施しました。

第4 監査の結果

協同組合総合技術士連合からの報告を踏まえ、監査した限りにおいて、工事は法令等に準拠しておおむね適正に執行していると認められました。

工事概要及び監査結果等は、すべて監査実施時点のものです。

なお、同組合から提出のあった工事技術調査結果報告書は、別添のとおりです。







令和5年度

茨木市 工事技術調査 結果報告書

令和5年11月22, 27日

協同組合 総合技術士連合

技術士 竹中 應治



1. 調査実施日：令和5年11月22日（水）、27日（月）
2. 調査場所：茨木市庁舎 及び 当該工事現場
3. 調査立会者：

茨木市工事監査（工事技術調査） 関係者情報

監査委員

定兼 徹	代表監査委員
伊藤 真紀	識見監査委員
坂口 康博	議選監査委員
米川 勝利	議選監査委員

技術士

竹中 應治 協同組合 総合技術士連合

担当部課（都市整備部 北部整備推進課）

秋元 隆二	都市整備部長
古谷 裕二	北部整備推進課 課長
柴田 昌和	〃 課長代理

工事受注者

久世 佳郎 大和リース（株）大阪本店 現場代理人

監査委員事務局

中田 敬	事務局長
田島 香織	局長代理
岸田 秀夫	監査係長

4. 調査対象工事：

工事名 ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事
場所 茨木市大字生保 53 番 1 の一部、200 番 1 の一部
工事費 264,000,000円（税込み）随意契約

5. 調査日程

11 月 22 日 監査委員事務局 会議室にて 書類調査
10:00～12:00 事務局/技術士 紹介、ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事 書類調査
13:00～16:00 工事担当者/技術士 紹介、ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事 の工事概要説明/書類の聞き取り調査
11 月 27 日 現場調査、講評
13:00～13:30 市庁舎から、ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事

の工事現場へ移動

13:30～15:30 監査委員、工事担当部課職員、受注者職員、技術士、事務局職員 の紹介、ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事 の概要説明、現場調査、講評

15:30～16:00 ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事 の現場から、市庁舎へ移動

I. 調査の範囲および所見

この度は対象工事として「ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事」が選定され、11/22, 11/27 と 2 日にわたり、関係者の説明を受けるとともに、計画、設計、契約、積算、施工管理、監理・監督、安全管理、工程管理等多岐にわたる分野を包含する内容で、設計図書の見直し・調査及び現地視察・調査を実施した。

その結果、留意すべき事項には、下記に示すランク別のアンダーライン

①・・・改善事項・・・、

②・・・留意事項・・・、

③・・・意見・・・

を付して見やすくし、この3段階指標で、それぞれ判断/評価を試みた。

II 調査対象工事の報告書

1. 工事名 ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設 整備工事

(1) 工事内容説明者

担当部課 (都市整備部 北部整備推進課)

秋元 隆二 都市整備部長

古谷 裕二 北部整備推進課 課長

柴田 昌和 " 課長代理

(2) 工事概要

1) 工事場所 茨木市大字生保 53 番 1 の一部、200 番 1 の一部

以下に、①対象工事の「拠点施設エリア」の完成パース写真と、当該事業全体のパース写真を 1 ページ目に、②対象工事の段階的工種の作業状況を 2 ページ目に示す。

※計画は現段階のもので今後変更の可能性はあります。

[拠点施設エリア]



湖畔の里の「家型」をモチーフとした切妻屋根の拠点施設棟



多目的室と一体的な利用が可能な屋外スペース



マルシエを開催できるみち広場

※計画は現段階のもので今後変更の可能性はあります。

全体構成



ダム湖側からの全体鳥瞰



工種：外壁工事 防湿シート貼り

- ・サッシ周囲に防水テープを貼る
施工順序として①下側、②左右の縦方向、③上側とする。
- ・防水テープは、両面に粘着性があることから、透湿、防水シートを貼る直前まで表面の保護テープを めくらない。
- ・透湿、防水シートは、たるみが出ない様に、最下段から貼り始める。重ね寸法は、上下方向は 100 mm、長手方向は 200 mm程度とする。



工種：屋根工事 ルーフィング貼り

- ・防湿材の重ね巾は長手方向 200 mm以上、幅方向 100 mm以上とし、軒先・ケラバ等の唐草を取り付ける箇所では、唐草上に防湿材を貼り付けられるように配慮する。
- ・壁面との取り合いは、立ち上がり 250 mm以上、雨押えから 50 mm以上立ち上げる。
- ・施工は屋根勾配の下方から上方へと重なりながら進む。この上に貼る鋼板も同様とする。



工種：土間コンクリート打設 t=120 mm

- ・サッシ周囲に防水テープを貼る。
- ・先ず土間表面に防湿ポリエチレンフィルム t=0.15 mmを布設して、その上に”かぶり厚“を確保して、ワイヤーメッシュを敷設し、土間コンクリートを打設する。
- ・土間コンクリートは厚み 120 mmとし、各部位ごとに当日中に打設が完了する範囲で施工する。当日中に打設が完了しない場合は、その境界に打継ぎ箇所を設ける。

2) 工事の背景

安威川ダムは神崎川の右支川：一級河川安威川に建設された治水ダムである。1967年（S42年）7月の北摂豪雨により浸水家屋2万5千戸、被害総額1000億円の被災を契機に、100年に1度の大雨（時間雨量≒80mm）に対応可能な治水対策として河道改修とダム建設が立案された。

それから約50年後の2014年（H26年）、大阪府により遂にダム本体工事着手、2022（R4）年度にその完成を見た。

2019年（R1年）に茨木市はダム周辺を市北部地域の「ハブ拠点」と位置づけ、ダムの広大な湖面と、周辺の自然豊かな空間を生かし、市民の暮らしの満足度を高める場を模索し、官民が連携して新たな交流人口の拡大につながる場を整備していく「安威川ダム周辺整備基本構想」を策定した。

2020年（R2年）には公募型プロポーザル方式で事業者を募り、大和リース（株）大阪本店を代表企業とする3者によるグループを選定し、基本協定を締結した。周辺整備基本計画としては、近隣にダム湖や豊富な溪流・棚田・里山・周辺の山々を望む同公園は61.6haの広さを誇り、園内には日本最長の人道吊り橋や飲食施設も整備する。

2024年（R6年）度までの全4ヵ年計画、全工事費約12億円で公共施設部分のすべての関連工事を完成させる予定である。

この度の工事はその一環であり、北部地域の玄関口に位置する「ダムパークいばきた」内に、展示ホール、多目的スペース、会議室、事務室を備えた地域振興交流拠点施設を整備するものである。国の交付金を受けるために、当該施設の工事費のみを切り出して契約締結をしている。

- | | |
|-------------|---|
| 3) 工事請負会社 | 大和リース(株)大阪本店 |
| 4) 設計業務委託 | 同上（設計/施工を一括発注）
設計費相当分としては、金額¥11,770,000円（対工事費：4.6%）、 |
| 5) 工事監理 | 自主監理 |
| 6) 工期 | 令和5年4月25日～令和6年3月31日 |
| 7) 請負額 | 契約額(税込) 264,000,000円 随意契約 |
| 8) 当日の工事進捗率 | 35%、順調に推移。 |

(3) 工事技術調査の所見

工事関係書類について調査した結果、必要にして十分であり、かつよく整理されていた。

提示された書類を調査し、疑問点は関係者に質問すると共に、当該工事の設計、積算、契約、特記仕様書、施工管理、監理監督、設計変更等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果、総括的には概ね良好であるものと判断した。

なお、各段階における個々の技術調査内容は以下に示すとおりである。

(4) 工事着手前における技術的調査事項

1) 計画・調査・設計

① 計画・調査

本事業はプロポーザル方式であり、公共と民間の事業全体を提案した大和リース(株)大阪本店を代表企業とする民間事業者グループと契約がなされた。民間事業者が有する技術力・ノウハウ・創意工夫を活用するべく、市が設定する都市公園区域内での設計・施工一括発注方式（DB方式）で公園を整備している。

併せて、同区域において別の民間事業者（Gravity Park Holdings(株)）に都市公園法第5条の許可を出して、吊り橋等の民間施設を公共施設と一体的に設置・運営することで、安威川ダム周辺エリアの地域振興拠点整備・運営を実施している。

なお、公共施設の管理運營業務については、公園全体の一体的な管理運営を行うことを目的に、本事業において選定された民間事業者（大和リース(株)大阪本店）を、指定管理者に指定、また、民間事業者は官／民地域の連携による周辺エリア全体のエリアマネジメントの実現を図る仕組みを作っている。

①・・・改善事項・・・性能仕様で全体事業を一括契約しているため、その条件を満たしさえすればある程度柔軟な提案ができるため利益は十分確保され、ハード面では事業者には十分メリットが出ると推察される。

ポイントはソフト面である。民間事業者が有する技術力・ノウハウ・創意工夫が十分に公園運営に活用されているかであり、これは最後になってみなければ判断がつかない。

後刻にそれらを検証して、当該契約方法の妥当性を明かしておくことが必要である。・・・

②・・・意見・・・拠点施設のレイアウトで、シャワー室が管理事務機能として南西隅に位置しているが、公共にサービスを提供する意味で、もっと北東部に位置させるのが良いと思われる。・・・

②計画・調査・実施設計等に使用した主な基準・指針・調書等

以下のように、適切である。

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事標準仕様書	国土交通省	平成31年版
2	建築構造設計基準及び同基準の資料	公共建築協会	平成22年版
3	建築設計基準及び同解説	建築出版センター	平成18年版
4	建築物の構造関係技術基準解説書	一般財団法人建築行政情報センター	2020年版

S造（鋼構造）で、耐震設計ルート：1-2・・・この種（小規模/整形/鉄骨フレーム造）の建物としては適切な選択である。

平面的には、（建物のX方向長さ）x（Y方向幅）：43.25m x 10.50mで整形な形状、

架構形式はX, Y方向共にブレースで補強されたピン構造の架構である。

階数：1 < 2、建物軒高さ：4.0m < 13m、建物最大高さ：6.0m < 13m、

最大スパン長：8.69m < 12.0m、延面積：465.9㎡ < 3000㎡、標準剪断力係数： $C_0=0.3 > =0.3$ 、

③ 工法検討—1：中ボルト締結の確認

Ⓣ・・・留意事項・・・中ボルトの現場管理は、①ボルトセットの順序、②スプリングワッシャーが潰れているか、③ボルト締結後の余長が3山以上有るか、を照査すれば、戻り止め装置が適正に施工されているとみなし、OKとしている。しかし、いずれも目視等のアナログ管理である。ボルト締結時のトルク係数とともに、締結トルク値の記録程度は必要と思われる。

④ 地盤・基礎構造

地盤調査地点#1では地表より2.3mまで、#2地点では8.5mまでN値≒10の玉石混入の粘土質砂層である。上部工の自重が軽量なので地盤改良無しに直接基礎で設計している。

⑤ 地下水位、液状化

地下水位は低い。砂質土の粒度調査ができていないので液状化については照査していないが、その懸念は無いと推察される。

⑥ コスト削減

LED照明を公園全体で整備する事、それに関連して人感センサーによる運転制御を導入することで、消費電力の節減につながると考えている。

2) 積算

積算に用いた基準・歩掛及び単価の基準は以下のようである

No	図書の内容	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算基準等	国土交通省	令和3年版
2	大和リース見積り	大和リース	令和4年

単価歩掛については、基準にない場合でも、その妥当性は確認している。

3) 入札・契約について

① 入札状況

設計施工全事業一括でのプロポーザル契約であり、ソフト面での躍進が期待されている。

② 契約状況

契約に必要な書類（契約書、内訳書、工程表、現場代理人、主任技術者）は完備され、監理技術者は、1級土木/建築/管施工管理技士の資格を有しており、その内容は適正である。

履行保証の保険証券、建設業退職金共済制度掛金収納書は提出されている。

㊦・・・意見・・・建設業退職金共済制度については、納付書の提出と共に、対象就労者の就労日数を的確に把握する必要がある。そのためには、各月に個人手帳の証紙添付状況のコピーを求め、確認しておくことが望ましい。また、ダンプカーやミキサー車の運転手等についても、その雇用関係を確認して対処しておくのが良い。・・・

㊧・・・法定外の労働災害補償保険は現場の全就労者に付保されねばならない。第3者賠償責任保険についても確認されたい。・・・

(5) 工事着手後における技術的調査事項

1) 建設資材調達及び人材・下請け調達の地産地消

㊨・・・管内/府内での調達を推奨：地産地消が推奨されている中で、管内調達をしていない場合があれば、その理由書の提出をしておくのが良い。・・・

2) 施工計画

① 余剰土砂

ダム建設発生土による盛土を行った土地であり、埋戻しに適さない土砂がいくらか発生している。

㊩・・・余剰土砂の搬出については、「残土受入れ承諾書、権限取得の契約書」を取得して確認している。・・・

3) 施工管理

① 段階確認管理

主たる工種の段階確認管理は以下のようなものである。

No	工種	構造材料／部位	目視／測定	確認	実施済(○印)
1	建物位置	建物位置	測定	立会確認	○
2	基礎工	基礎配筋	測定	立会確認	○
3	鉄骨工	建方精度	測定	立会確認	○
4	屋根、樋工	野地板、防水シート、鋼板	目視	立会確認	未

② 出来形・写真管理

主たる工種の出来形管理は以下のようなものである。写真管理に関しても同様。

No	工種	部位	許容値	測定個数	実施済
1	基礎工	基礎コン	基準高さ±2mm	2m 毎	○
2	鉄骨建て方	鉄骨基礎、接合部	同上、締結目視、目視	主要部材毎	○
3	屋根及び樋工	野地板、防水シート、鋼板	〃	〃	未

③ 品質管理

主たる工種の品質管理に関しては以下のようなものである。

No	工種	材料／部位	許容値	検査個数	実施済(○印)
1	基礎工	基礎コン	現場試験	バッチ毎	○
2	鉄骨建方	建入計測	e/1000 以下且つ 10mm 以下	隅柱毎	○

④ 安全管理

現場事務所で、上記①、②、③、④を確認する予定であったが、確認できなかった。

これまで見聞した写真、日・週・月報、その他の資料より、安全衛生管理及び組織図の内容は適切であると推察する。

安全訓練等については、KY 活動・新規入場者教育用資料・調書・月に1度の安全会議・パトロール記録も同様である。

⊗・・・建設業の許可票、施工体系図は確認したが、公共の場で見易くするためには、標識の字を大きくして読みやすくして掲示するのが良い。・・・

⊗・・・労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識等の標識は、確認時には施工上の都合で取り外されていたが、工事完成までは、適切に掲示/管理されたい。・・・

現場写真を見る限り、整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断する。

(6) 現場調査

緑の多い丘陵部に、約 400 台分の駐車場が造成され、その北端西側に現場事務所があった。当日の調査工程の説明後、約 300m 離隔した南端に位置する「ダムパークいばきた地域振興交流拠点施設」へ向かった。

鉄骨/ブレーシングは架構を終了し、内装用軽鉄の設置、屋根の野地板上にシート防水張りが急がれていた。柱基部のブレーシングアンカー部では戻り防止のダブルナット止めとしていた。

近隣にあるトイレ棟が、図面上ではかなり離れているように思えたが現場ではそうで

もなく、同時並行で築造されていた。こちらは一足早く完成に近づいていた。

施工は器具や資材の散乱もなく、整然と進められていた。

以上